

税務

P288/2018 – 2018年12月24日

日本語翻訳版

Tax Analysis

注目される個人所得税改正 新個人所得税法の源泉徴収と 自己申告制度の解説

2018年12月21日、国家税務総局は新個人所得税法に関する6つの税務規定を公布し、新個人所得税法とその実施条例の全面推進及び実施に関するガイドラインを提供した。国家税務総局は、以下の3つの公告において、納税者識別番号・源泉徴収申告・自己申告という3つの面から、新個人所得税体系における税務申告制度の解釈を提供している。

- 「個人所得税の個人納税者識別番号関連事項に関する公告」（国家税務総局公告2018年第59号、以下「59号公告」と略称）
- 「『個人所得税源泉徴収申告管理弁法（試行）』公告の公表について」（国家税務総局公告2018年第61号、以下「61号公告」と略称）
- 「個人所得税自己確定申告に関する問題の公告」（国家税務総局公告2018年第62号、以下「62号公告」と略称）

本タックスアナリシスでは、上述の3つの公告の要点について解説する。

個人納税者識別番号（59号公告）

法規の要点

納税者の税務業務上の利便性を図るため、59号公告において、個人納税者識別番号は、個人納税者が各種税務事項を行う際の唯一の個人識別コードであることが明確化された。個人納税者は、納税申告・税金納付・税額還付申請・納税証明書取得・納税検索等の税務事項を行う際に、税務機関または源泉徴収義務者に対して、個人納税者識別番号を提供しなければならない。具体的には下記の通りである。

- 納税者が中国公民身分証の番号を有する場合、中国公民身分証明書番号を個

筆者：

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

電子メール：

huawang@deloitte.com.cn

于静

ディレクター

電話：+86 10 8512 5413

メール：

syu@deloitte.com.cn

上海

李春菲

ディレクター

電話：+86 21 6141 1335

メール：

tiffli@deloitte.com.cn

北京

姜莉莉

シニアマネージャー

電話：+86 10 8520 7599

メール：

ljiang@deloitte.com.cn

蘇州

陈琳琳

シニアマネージャー

電話：+86 512 6289

1362

メール：

lychen@deloitte.com.cn

人納税者識別番号とする。

- 納税者が中国公民身分証の番号を有していない場合、税務機関が個人納税者識別番号を付与する。

取扱方法：納税者が初めて税務事項を行う際は、税務機関または源泉徴収義務者に有効な身分証明書類並びに関連基礎情報を提供しなければならない。税務機関が個人納税者識別番号を付与した後、個人納税者または源泉徴収義務者に対して、個人納税者識別番号を通知する。

有効な身分証明書類の定義に関しては、59号公告で詳しく挙げられている。

デロイトの見解及びアドバイス

- 59号公告では初めて「唯一の個人識別コード」が導入され、個人納税者識別番号は、今後、各種の税務事項を行う上での必要情報となる。61号公告に基づき、源泉徴収義務者は納税者に初めて所得を支払う際、納税者が提供した納税者識別番号等の基礎情報に基づき、「個人所得税基礎情報表（A表）」を記入し、翌月の源泉徴収時に税務機関へ提出しなければならない。このように、納税者識別番号は個人所得税の源泉徴収・申告の各段階において使用され、「一人一号(全ての個人に固有の識別番号が与えられる制度)」による集中管理は、高効率かつ正確な税収管理の基礎を築くことになる。
- 中国で勤務する外国籍納税者及び香港・マカオ・台湾籍納税者が納税者識別番号を取得する場合には、税務機関に関連情報を提出しなければならない。現在の税務実務では、個人納税者にはまだ、唯一の税務番号は付与されていない。例えば、外国籍納税者の場合、通常パスポート番号を用いて税務申告を行う。パスポートの場合、再発行等の変更に伴い番号が変更するため、「一人の個人が複数の番号を使う」という状況が頻出していた。外国籍従業員が迅速かつ有効に個人の税務事項を処理し、納税義務を遵守できるようにするため、外国籍従業員の中国個人納税者識別番号の取得に際しては、雇用主の協力が別途必要となる可能性がある。

個人所得税源泉徴収申告管理方法（61号公告）

法規の要点

全員全額での源泉徴収申告

- 源泉徴収義務者が所得を支払う際には、月毎、または回数毎に、税金を源泉徴収し、全員全額で源泉徴収申告を行わなければならない。
- 源泉徴収義務者は、毎月または毎回源泉徴収した税金を翌月15日以内に国庫に納入し、「個人所得税申告表」を税務機関に提出しなければならない。
- 源泉徴収義務者は、納税者に初めて所得を支払う際、納税者が提供した納税者識別番号等の基礎情報に基づき、「個人所得税基礎情報表（A表）」を記入し、翌月の源泉徴収時に税務機関に提出しなければならない。納税者から報告された変更後の関連基礎情報を入手した場合には、源泉徴収義務者は翌月の源泉徴収時に、税務機関に提出しなければならない。

居住者個人総合所得に対する源泉徴収予納

源泉徴収方法

他の税務分析や意見に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

Global Employer

Services

全国リーダー

香港

谢梓博

パートナー

電話：+852 2238 7499

メール：

tojasper@deloitte.com.hk

華北区

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

メール：

huawang@deloitte.com.cn

華東区

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：

iryu@deloitte.com.cn

華南区

深セン

李菲菲

ディレクター

電話：+86 755 3353

8160

メール：

ffli@deloitte.com.cn

華西区

重慶

汤卫东

パートナー

電話：+86 23 8823 1208

メール：

ftang@deloitte.com.cn

- 賃金給与所得：源泉徴収義務者は居住者個人に賃金給与所得を支払う際、累計予納法に基づき源泉徴収税金を計算し、月毎に源泉徴収申告を行う。
- 役務報酬所得・原稿料所得・特許権使用料所得：源泉徴収義務者は役務報酬所得・原稿料所得・特許権使用料所得を支払う際、月毎にあるいは回数毎に税金を源泉徴収する。

年度確定申告

- 年度源泉徴収：予納税額が年度の納付すべき税額と一致しない場合、居住者個人は翌年3月1日から6月30日までに、主管税務機関に総合所得年度確定申告を行い、税金の過不足分を精算する。

居住者個人総合所得に対する源泉徴収：予納及び年度確定申告において、納付すべき税額の判定と適用税率（予納税率）の総括は、下記の通りである。

総合所得 項目	源泉徴収・予納		年度確定申告	
	課税所得額	適用税率	課税所得額	適用税率
賃金給与所得	累計源泉徴収予納の課税所得額 = 累計収入 - 累計免税収入 - 累計控除費用 - 累計専門控除 - 累計専門付加控除 - その他の累計法定控除（累計予納法）	3% ~ 45% の 7 段階超過累進税率	一納税年度の収入額より基礎控除額 60,000 元・専門控除・専門付加控除及びその他法定控除等を控除した金額を課税所得額とする。	3% ~ 45% の 7 段階超過累進税率
役務報酬所得	収入額は、毎回の収入より費用を控除した残額である。その内、毎回の収入が	20% ~ 40% の 3 段階超過累進税率	そのうち、役務報酬所得と特許権使用料所得は 20% の費用を減額した後の残額を収入額とする。原稿報酬所得は収入額の 70% として計算する。	
特許権使用料所得	4,000 元を超えない場合、費用 800 元を控除する。4,000 元以上の場合、収入の 20% を費用として控除する。原稿料所得は収入額の 70% として計算する。	20%		
原稿料所得		20%		

非居住者個人総合所得に対する源泉徴収

源泉徴収方法

- 源泉徴収義務者は、非居住者個人に賃金給与所得・役務報酬所得・原稿報酬所得・特許権使用料所得を支払う際、下記の方法で、毎回または毎月、個人所得税を源泉徴収する。

総合所得項目	源泉徴収課税所得額	適用税率
--------	-----------	------

賃金給与所得	毎月の収入額から 5,000 円の費用を控除した残額を課税所得とする。	月で換算した後の総合所得税率
役務報酬所得	毎回の収入額を課税所得とする。その内、	
特許権 使用料所得	役務報酬所得・原稿報酬所得・特許権 使用料所得は費用として 20%を減額した 後の残額を収入額とする。原稿報酬所得	
原稿報酬所得	は収入額の 70%で計算する。	

年度確定申告

- 非居住者は確定申告を不要とする。非居住者の申告納税方法につき、納税年度途中での変更は不可である。非居住者が居住者条件を満たしている場合、源泉徴収義務者に基本情報の変更を通知し、年度終了後に居住者関連規定に従い確定申告を行う。

居住者及び非居住者の総合所得に対する具体的な源泉徴収計算方法については、デロイトのタックスアナリシス「[注目される個人所得税改正 - 新税法の徴収および管理の実施に関する問題の解釈](#)」を参照のこと。

総合所得に該当しない所得に対する源泉徴収方法

源泉徴収義務者が利子配当所得・財産賃貸所得・財産譲渡所得・偶発所得を支払う場合には、その取引一回毎または月毎に源泉徴収を行う。

非居住者の租税条約上の優遇の享受について

納税者が租税条約上の優遇を享受する場合には、課税所得を取得する際、自主的に源泉徴収義務者に対してその旨を通知し、かつ関連情報と資料を提出する必要がある。源泉徴収義務者が源泉徴収を行う際は、租税条約上の優遇に基づいて、適切な処理方法に従い取り扱われる。

源泉徴収義務者から納税者への源泉徴収情報のフィードバックに関する規定

- 賃金給与所得を支払う源泉徴収義務者は、年度終了後 2ヶ月以内に、個人の所得と源泉徴収済税額などの情報を納税者に提供する。
- 納税者が年度途中に上記情報の提供を求める場合、源泉徴収義務者はこれを提供しなければならない。
- 納税者が賃金給与所得以外の収入を得た場合、源泉徴収義務者は、源泉徴収後に個人所得や源泉徴収済税額などの情報を納税者に提供しなければならない。

納税者の税務関連情報と実際の情報が異なる場合の処理方法

- 源泉徴収義務者は、納税者から提供された情報に従って税金を計算し、源泉徴収申告を行う。納税者から提供された情報を無許可で変更してはならない。
- 納税者から提供された情報が事実と異なることを源泉徴収義務者が発見した場合、納税者に対して修正を求めることができる。納税者が修正を拒否した場合、源泉徴収義務者は税務当局に報告し、税務当局は速やかに処理しなければならない。
- 源泉徴収義務者が提供または申告した個人情報・支払所得・源泉徴収済税額等

の情報が事実と異なることを納税者が発見した場合、納税者は源泉徴収義務者に対して修正を求めることができる。源泉徴収義務者が修正を拒否した場合、納税者は税務当局に報告し、税務当局は速やかに処理しなければならない。

税務関連資料と情報の保管に係る機密保持に関する規定

- 源泉徴収義務者は、納税者が提供する「個人所得税専門付加控除情報書」を、関連の規則に従い、調査に備えるために適切に保管しなければならない。
- 源泉徴収義務者は法律に従い、納税者が提供する専門付加控除情報等の税務関連情報の機密を保持しなければならない。

源泉徴収手数料の規定

- 源泉徴収義務者により規則に従い源泉徴収された税金については、税務当局・司法当局等が追徴する税金を除き、税務当局は年 2% の手数料を源泉徴収義務者に支払う。
- 源泉徴収義務者は源泉徴収手数料を、税務取扱能力の向上と関連人員への奨励のために使用することができる。

納税者が源泉徴収を拒否する場合の処理方法

源泉徴収義務者は法律に従い源泉徴収義務を履行しなければならない、納税者が拒絶することはできない。納税者が拒絶する場合、源泉徴収義務者は速やかに税務当局に報告しなければならない。

デロイトの見解及びアドバイス

61 号公告は、国家税務総局が公表した「新個人所得税法の全面施行に関する徴収管理上の若干の問題に係る公告」（56 号公告）に基づき、新税法に基づく各課税所得項目の控除方法、源泉徴収プロセスにおける納税者と雇用主の責任及び義務が更に明確化された。56 号公告に関するデロイトのタックスアナリシス「注目される個人所得税改正 - 新税法の徴収および管理の実施に関する問題の解釈(但し現在は中国語版のみ)」において、源泉徴収義務者及び納税者が採るべき措置について説明している。61 号公告に基づき、源泉徴収義務者と納税者は、以下の事項に関して特に留意し、相応の措置を採る必要があると考えられる。

納税者

- 累積源泉徴収法では、毎月の固定な税込み給与を得る居住者にとって、毎月の税引後所得が固定金額にはならない。毎月の累積源泉徴収による課税所得、専門付加控除の調整、多額の所得影響により、個人のキャッシュフローに影響が生じるため、個人の実状に見合った合理的なキャッシュフロー計画と管理を実行する必要がある。
- 役務報酬所得・原稿報酬所得・特許権使用料所得を得る居住者の場合、専門付加控除は確定申告のプロセスでのみ控除することができる。同時に、源泉徴収・予納の計算方法が年間総合所得に係る計算方法とは異なるため、居住者は総合所得の源泉徴収・予納と確定申告の相違を直ちに具体的に理解し、かつ関連規則に従って適時に年度確定申告を行い、税金追納・還付申告を完了するか、または適時に税務専門家の支援を求め、迅速かつ適時に年度確定申告を完了しなければならない。

- 香港・マカオ・台湾籍または短期間で中国において働く外国籍従業員の場合、自らが居住者であるのか否かを判断するため、かつ納税義務を適切に履行するために、適時に源泉徴収義務者と連絡を取る必要がある。

源泉徴収義務者

- 61号公告は、源泉徴収義務者が源泉徴収情報を納税者にフィードバックすること、納税者に個人所得や源泉徴収済税額などの情報を適時に提供し、かつ納税者が提供した専門付加控除等の税務関連情報の機密を保持することを明文化している。これらの規制により、雇用主としての責任を果たすための規定上の要求は、より厳しいものになった。
- 2019年1月から実施される累積源泉徴収方式と専門付加控除を考慮の上、企業は短期間で累積源泉徴収方式に従って基本の設定作業を行い、給与計算システムを調整し、従業員から適切な専門付加控除情報の収集及び管理を行い、加えて関係者のトレーニングが必要となる。従業員数が多い企業にとって、効率的な自動化による手段を見つけることは特に重要と考えられる。
- 企業は速やかに新税法に関して従業員とコミュニケーションし、居住者個人の源泉徴収予納と年度確定申告の組み合わせによる課税方法及び賃金給与の累計予納法の適用により、毎月の税引後給与の変動が大きくなることを従業員が理解する様、協力する必要がある。
- 外国籍従業員、香港・マカオ・台湾籍従業員が多い企業では、従業員の居住者身分の判定に注意しなければならない、源泉徴収義務を適切に履行するために相応の内部管理手続の確立を検討し、外国籍従業員・香港マカオ・台湾籍従業員の納税者番号の申請に協力する必要がある。
- 個人と労務契約を締結する企業は、61号公告に規定されている役務報酬の源泉徴収予納法に留意しなければならない。

61号公告は、源泉徴収義務者及び納税者において、税務関連情報が事実と一致しないことが判明した場合、相手方に修正を要求する権利を有する旨を明確に規定している。実務上、国内外で同時に従業員の賃金給与を支払う場合（主に海外から派遣された外国籍従業員）において、国内所得のみを申告する様な問題が見受けられている。しかしながら、従業員が国内企業に雇用されている場合、給与が国外の関連企業により支払または負担されている場合であっても、国内企業には依然として源泉徴収義務がある。その様に、申告情報が実際の支払状況と一致しないと判断した場合には、納税者は税務当局に報告することができる。より複雑な方法で報酬が支払われる従業員に関して、国内の雇用主は源泉徴収義務者として、納税申告所得の合理性と正当性を見直し、源泉徴収に係るリスクを回避する事が推奨される。

個人所得税の自己確定申告（62号公告）

法規の要点

62号公告では、以下の状況を有する納税者は確定申告を行うべきであること、かつ各状況における申告期間・場所・要求される書類等が具体的に規定されている。

- 取得した総合所得について、確定申告を行う必要がある場合
- 経営所得を取得した場合
- 課税所得を取得したが、源泉徴収義務者が源泉徴収を行っていない場合
- 国外所得を取得した場合

- 国外移転により、中国の戸籍を取り消した場合
- 非居住者個人が、中国国内で2か所以上から給与賃金を取得した場合

新個人所得税法第十条に挙げられた状況と比べ、62号公告では「経営所得を取得した場合」を追加している。一方、納税者が課税所得を取得したが、源泉徴収義務者が無い状況は含まれていない。新個人所得税法と併せて考慮すると、納税者が課税所得を取得したが源泉徴収義務者が無い場合には、課税所得を取得した翌月十五日までに税務機関に申告書を提出し、税金納付を完了しなければならないと考えられる。

自己確定申告における具体的な要求事項及びインストラクション

- 総合所得を取得したことにより、確定申告を行う場合

適用対象	申告期間	申告場所
(一) 2か所以上から総合所得を取得し、かつ総合所得年間収入額から専門控除を控除した残額が60,000元を超える場合	所得を取得した翌年の3月1日から6月30日までの間	<u>勤務する組織が有る場合：</u> - 勤務組織の所在地の所轄税務局に申告する。 - 勤務組織が2ヶ所以上である場合、いずれか1ヶ所の勤務組織の所在地の所轄税務局を選択し、申告する。 <u>勤務する組織が無い場合：</u> - 戸籍の所在地または経常的な居住地の所轄税務局に申告する。
(二) 役務報酬所得・原稿報酬所得・特許権使用料所得のうち1つ以上を取得し、かつ総合所得年間収入額から専門控除を控除した残額が60,000元を超える場合		
(三) 納税年度以内に予納した税額が、納付すべき税額より低い場合		
(四) 納税者が税金還付を申請する場合		

- 経営所得を取得し、確定申告を行う場合

適用対象	申告期間	申告場所
(一) 個人商工業者が生産・経営活動による所得を取得した場合、個人独資企業の投資者・パートナーシップ企業の個人パートナーが中国に登録した個人商工業企業・パートナーシップ企業から生産・経営所得を取得する場合	予納申告： 毎月または四半期終了後15日以内 確定申告： 所得を取得した翌年の3月31日まで	- 経営管理機構の所在地の所轄税務局に申告する。 - 2ヶ所以上から経営所得を取得した場合、1ヶ所の経営管理機構の所轄税務局を選択し、年度確定申告を行う。
(二) 個人が関連法規に基づき学校の設立・医療・コンサルティング・その他有償サービス活動に従事し、所得を取得した場合		
(三) 個人が企業・事		

業単位に対する請負・下請・リース・転貸による所得を取得した場合		
(四) 個人がその他生産・経営活動による所得を取得した場合		

- 課税所得を取得したが、源泉徴収義務者が源泉徴収を行っていない場合

適用対象	申告期間	申告場所
(一) 居住者個人が総合所得を取得した場合	前述の「総合所得を取得したことにより、確定申告を行う場合」の規定に即して申告する。	
(二) 非居住者個人が給与賃金・役務報酬所得・原稿報酬所得・特許権使用料所得を取得した場合	- 所得を取得した翌年の6月30日まで - 非居住者個人が翌年の6月30日までに出国（臨時出国を除く）する場合、出国の前に申告する。	- 源泉徴収義務者所在地の所轄税務局に申告する。 - 2以上の源泉徴収義務者のいずれもが源泉徴収を行っていない場合、うち1の源泉徴収義務者の所在地の所轄税務局に申告する。
(三) 納税者が利息配当所得・財産賃貸所得・財産譲渡所得・その他の偶発所得を取得した場合	所得を取得した翌年の6月30日まで	所轄税務局に申告する。

- 国外所得を取得した場合

適用対象	申告期間	申告場所
居住者個人が中国国外源泉の所得を取得した場合	所得を取得した翌年の3月1日から6月30日までの間	<u>中国国内に勤務組織が有る場合</u> - 中国国内の勤務組織の所在地の所轄税務局に申告する。 <u>中国国内の勤務組織が無い場合</u> - 戸籍の所在地または中国国内の経常的な居住地の所轄税務局に申告する。 - 戸籍の所在地と中国国内の経常的な居住地が一致しない場合、いずれかの所轄税務局を選択し、申告する。 - 中国国内の戸籍を有しない場合、中国国内の経常的な

		居住地の所轄税務局に申告する。
--	--	-----------------

- 国外移住により、中国戸籍を取り消した場合

適用対象	申告期間	申告場所
(一) 納税者が戸籍を取り消す年度に総合所得を取得した場合	- 戸籍を取り消す前に、当年度の総合所得/経営所得の確定申告を行う。	戸籍の所在地の所轄税務局で、申告と税金の精算を行う。
(二) 納税者が戸籍を取り消す年度に経営所得を取得した場合	- 前年度総合所得/経営所得の確定申告を行っていない場合、当年度と合わせて確定申告を行う。	
(三) 納税者が戸籍を取り消す年度に利息配当所得・財産賃貸所得・財産譲渡所得・偶発所得を取得した場合	戸籍を取り消す前に、当年度の関連所得の確定申告を行う。	
(四) 納税者が税金を未納、または過少納付している場合	- 戸籍を取り消す前に、未納税金を納付する。 - 納税者が税金を分割払いの形で納付しており、未納の税金がある場合、戸籍を取り消す前に、未納税金を納付する。	

- 非居住者個人が、中国国内で2ヶ所以上から給与賃金を取得した場合

適用対象	申告期間	申告場所
非居住者個人が中国国内で2ヶ所以上から給与賃金を取得した場合	所得を取得した翌月15日まで	1の勤務組織の所在地の所轄税務局を選択し、申告する。

自己確定申告時に必要な書類に関する規定上の要求事項

62号公告では、自己確定申告を行う際に記入・提出すべき一連の申告書について明らかにされており、同時に国家税務総局は今後統一されたフォーマットを制定し、別途通知する旨も明確化されている。62号公告はその他、納税者が総合所得に関する確定申告を行う際、収入・専門控除・専門付加控除・税法に規定されたその他の控除・寄付・税収優遇の享受等に関連する資料を準備する必要がある、かつ後日の調査、または提出に備えて規定通り保管しなければならない旨を規定している。また、納税者が戸籍抹消のために納税申告を行う際、専門付加控

除・税法に規定されたその他の控除を処理する必要がある場合には、税務機関に「個人所得税専項付加控除情報表」、「商業健康保険の控除状況明細表」、「個人税收繰延型商業介護保険の控除状況明細表」などを提出しなければならない。

62号公告では、資料提供義務が規定されており、納税者が自己確定申告を行う際は、要求されたその他の関連資料も併せて提出する必要がある。

様式のまとめ

申告表の名称	適用状況
個人所得税基礎情報表（B表）	§ 初めての申告、または個人基礎情報に変化が生じた場合
個人所得税年度自己納税申告表	§ 総合所得の確定申告時 § 居住者個人が中国国外から所得を取得した場合
個人所得税自己納税申告表（A表）	§ 納税者が利息配当所得・財産賃貸所得・財産譲渡所得・偶発所得を取得したが、源泉徴収義務者が源泉徴収申告を行わなかった場合 § 非居住者が賃金給与所得・役務報酬所得・原稿報酬所得・特許権使用料所得を取得したが、源泉徴収義務者が源泉徴収申告を行わなかった場合 § 納税者が戸籍を取り消す当年度に、利息配当所得・財産賃貸所得・財産譲渡所得・偶発所得を取得した場合 § 非居住者個人が、中国国内で2ヶ所以上から賃金給与所得を取得した場合
個人所得税経営所得納税申告表（A表）	§ 納税者が経営所得を取得し、前もって源泉徴収申告を行う場合
個人所得税経営所得納税申告表（B表）	§ 納税者が取得した経営所得の確定申告を行う場合
個人所得税経営所得納税申告表（C表）	§ 2ヶ所以上から経営所得を取得した場合

自己確定申告の方式

納税者は、税務手続処理端末や郵送等の方式で申告することができるが、直接所轄税務局に赴き申告することもできる。62号公告では同時に、納税者が総合所得を取得し確定申告を行う際の具体的な方法と、納税者が中国国外から所得を取得した状況における納税申告手続の具体的な規定について、別途明らかにする旨が言及されている。

個人所得税自己確定申告制度の更なる整備

新個人所得税法に居住者個人の総合所得に関する確定申告と、国外移転による中国戸籍抹消時の税務精算制度が導入されたこと、また新個人所得税法により個人所得税制が従来の分離課税制度から総合課税と分離課税を組み合わせた制度に変更されることに伴い、従来、主として源泉徴収申告に依存していた個人所得税の徴収管理体制は、源泉徴収と個人の自己確定申告を併用する方向に転換される。これに伴い、個人納税者は税務申告と徴収管理においてより主動的な役割を果たすことになり、自らの納税コンプライアンス意識を向上させる必要が生じる。

62号公告では、課税所得を取得したが源泉徴収義務者が源泉徴収申告を行わなかった場合について詳細に規定している。納税者が相応の税務コンプライアンス上の責任を負うべきであるとしており、かつ源泉徴収義務者が適時に源泉徴収しなかったことを理由に自己申告の義務を回避してはならないことが明文化された。これにより税収徴収管理は一層強化されることになる。無論、当該規定は源泉徴収義務を正確に履行すべきである源泉徴収義務者の責任を免ずるものではない。源泉徴収義務者が適時かつ正確に源泉徴収義務を履行していない場合、税金徴収管理法規の関連規定に基づき、相応のペナルティを課されることになる。

申告制度を更に整備すると共に、62号公告は納税者の自己確定申告場所に関しても、現実的かつ柔軟なルールを提供した。例えば、中国国外源泉所得を取得した個人の場合、現行の自己申告関連規定では、個人は戸籍の所在地または経常的な居住地の所轄税務機関で自己申告を行わなければならない。しかしながら実務上、個人は戸籍の所在地で居住または勤務していない場合が多く、納税者にとって自己申告手続の完了は難易度が低くないものであった。62号公告では、中国国外源泉所得を取得し、かつ中国国内の勤務組織がある場合、中国国内の勤務組織の所在地の所轄税務機関で納税申告を行うことができ、戸籍の所在地または経常的な居住地で申告する必要はない旨が規定されている。これは、より適切な納税申告完了の利便性を高めるものである。

非居住者個人の自己確定申告

源泉徴収義務者がある非居住者個人が総合所得を取得する場合、源泉徴収義務者が月毎または取引回毎に源泉徴収すれば十分であり、年度確定申告を行う必要はないが、下記の状況に該当する場合は、非居住者個人は個人の自己確定申告を行わなければならない。

- 経営所得を取得した場合
- 課税総合所得・利息配当所得・財産賃貸所得・財産譲渡所得・偶発所得を取得したが、源泉徴収義務者が源泉徴収申告を行わなかった場合
- 中国国内で2ヶ所以上から賃金給与を取得した場合
- 課税所得を取得したが、源泉徴収義務者が無い場合

非居住者個人の多くが外国籍従業員であることを考慮すると、言語・文化の違い、中国国内での滞在期間・税法知識やプロセスに対する熟知度等の理由から、非居住者個人の自己確定申告はより難しいものになる可能性がある。従って、非居住者個人または非居住者納税者を多数有する企業は、個人所得税改正による変更とその影響につき適切に対応できるよう、納税者が各項目の収入を取得する場合には、関連の納税義務と規定上の要求に留意した、適切な理解が求められる。必要な場合、税務専門家の協力を得る事も推奨される。

国外移住により、中国の戸籍を取り消す前の税金精算

新個人所得税法で新設された条項の一つに、「国外移住により中国の戸籍を取り消す前に、税金の精算を行わなければならない」があり、国外移転計画を持つ居住者個人より注目されている。62号公告ではこの状況を踏まえて詳しく規定され、税金精算に関する規定上の要求事項が明確化された。納税者は、当該年度以前に、完了されていない納税申告がない旨を保証しなければならない。具体的には、中国戸籍の抹消申請を行った当年の総合所得・経営所得(以前

年度分の未精算分を含む)の他、納税者が当該年度に取得した利息・ストックオプション・配当所得、財産賃貸所得・財産譲渡所得・偶発所得の納税が完了している旨を報告しなければならない。また、納税者が税金を分割払いで納付している場合、戸籍を取り消す前に未納の税金を完納しなければならない。

上記を踏まえ、国外移住を持つ居住者納税者は、日常の税務コンプライアンスを重視し、過去の税務コンプライアンス状況や過少納税状況を再確認することが望ましい。納税義務を遵守しなかったことによる税務精算上の不利益、及び国外移転計画全体に負の影響を与えることを避ける必要がある。また、納税者が過去に税金を分割払いで納付し、かつ完納していない場合は、資金計画に影響を与えないよう、税金精算による影響を早めに試算することが推奨される。

本文はデロイト中国より中国大陸と香港のクライアント及びその従業員のために作成したものであり、内容は一般的な参考です。読者が対応措置を作成する前に専門な税務顧問と相談することをお勧めします。なお、本文の資料及び他の税務分析や意見に関するお問い合わせ本下記の担当者までご連絡ください。下記の担当者までご連絡ください。

北京

朱桢

合伙人

电话：+86 10 8520 7508

传真：+86 10 8518 7326

电子邮件：andzhu@deloitte.com.cn

成都

汤卫东 / 张书

合伙人

电话：+86 28 6789 8188 / 8008

传真：+86 28 6500 5161

电子邮件：ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

重庆

汤卫东 / 张书

合伙人

电话：+86 23 8823 1208 / 1216

传真：+86 23 8859 9188

电子邮件：ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

大连

徐继厚

合伙人

电话：+86 411 8371 2888

传真：+86 411 8360 3297

电子邮件：jihxu@deloitte.com.cn

广州

李旭升

合伙人

电话：+86 20 8396 9228

传真：+86 20 3888 0121

电子邮件：vicli@deloitte.com.cn

杭州

卢强 / 何飞

合伙人

电话：+86 571 2811 1901

传真：+86 571 2811 1904

电子邮件：qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

哈尔滨

徐继厚

合伙人

电话：+86 451 8586 0060

传真：+86 451 8586 0056

电子邮件：jihxu@deloitte.com.cn

香港

展佩佩

合伙人

电话：+852 2852 6440

传真：+852 2520 6205

电子邮件：sachin@deloitte.com.hk

济南

蒋晓华

合伙人

电话：+86 531 8518 1058

传真：+86 531 8518 1068

电子邮件：betjiang@deloitte.com.cn

澳门

鄧偉文

合伙人

电话：+853 2871 2998

传真：+853 2871 3033

电子邮件：raytang@deloitte.com.hk

南京

许柯 / 胡晓蕾

合伙人

电话：+86 25 5791 5208 / 6129

传真：+86 25 8691 8776

电子邮件：frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

上海

梁晴

合伙人

电话：+86 21 6141 1059

传真：+86 21 6335 0003

电子邮件：mliang@deloitte.com.cn

沈阳

徐继厚

合伙人

电话：+86 24 6785 4068

传真：+86 24 6785 4067

电子邮件：jihxu@deloitte.com.cn

深圳

李旭升

合伙人

电话：+86 755 3353 8113

传真：+86 755 8246 3222

电子邮件：vicli@deloitte.com.cn

苏州

管列韵

合伙人

电话：+86 512 6289 1297

传真：+86 512 6762 3338

电子邮件：kguan@deloitte.com.cn

天津

白凤九

合伙人

电话：+86 22 2320 6699

传真：+86 22 8312 6099

电子邮件：bilbai@deloitte.com.cn

武汉

钟国辉

合伙人

电话：+86 27 8526 6618

传真：+86 27 6885 0745

电子邮件：gzhong@deloitte.com.cn

厦门

钟锐文

合伙人

电话：+86 592 2107 298

传真：+86 592 2107 259

电子邮件：jichung@deloitte.com.cn

关于德勤中国税务技术中心

德勤中国税务团队于二零零六年成立德勤中国税务技术中心，旨在不断提高德勤中国的税务服务质量，为客户提供更佳的服务及协助税务团队出类拔萃。德勤中国税务技术中心编制、发布了“税务评论”、“税务要闻”等系列刊物，从技术的角度就新近颁发的相关国家法规、法例作出评论分析与介绍；并对疑点、难点作出专题税务研究及提供专业意见。如欲垂询，请联络：

中国税务技术中心

电子邮件：ntc@deloitte.com.cn

主管合伙人/华南区 (香港)

张新华

合伙人

电话：+852 2852 6768

传真：+852 2851 8005

电子邮件：ryanchang@deloitte.com

华北区

张博

合伙人

电话：+86 10 8520 7511

传真：+86 10 8518 1326

电子邮件：juliezhang@deloitte.com.cn

华东区

朱正萃

合伙人

电话：+86 21 6141 1262

传真：+86 21 6335 0003

电子邮件：kzhu@deloitte.com.cn

华南区 (内地/澳门)

张文杰

总监

电话：+86 20 2831 1369

传真：+86 20 3888 0121

电子邮件：gercheung@deloitte.com.cn

华西区

张书

合伙人

电话：+86 28 6789 8008

传真：+86 28 6317 3500

电子邮件：tonzhang@deloitte.com.cn

如欲索取本文的电子版或更改收件人信息，请联络陆颖仪 Wandy Luk (wanluk@deloitte.com.hk) 或传真至+852 2541 1911。

关于德勤全球

Deloitte（“德勤”）泛指一家或多家德勤有限公司（即根据英国法律组成的私人担保有限公司，以下称“德勤有限公司”），及其成员所网络和它们的关联机构。德勤有限公司与其每一家成员所均为具有独立法律地位的法律实体。德勤有限公司（又称“德勤全球”）并不向客户提供服务。请参阅 www.deloitte.com/cn/about 中有关德勤有限公司及其成员所更为详细的描述。

德勤为各行各业的上市及非上市客户提供审计、企业管理咨询、财务咨询、风险咨询、税务及相关服务。德勤透过遍及全球逾 150 个国家的成员所网络为财富全球 500 强企业中的 80% 企业提供专业服务。凭借其世界一流和高质量的专业服务，协助客户应对极为复杂的商业挑战。如欲进一步了解全球大约 244,400 名德勤专业人员如何致力成就不凡，欢迎浏览我们的 Facebook、LinkedIn 或 Twitter 专页。

关于德勤中国

德勤于 1917 年在上海设立办事处，德勤品牌由此进入中国。如今，德勤中国的事务所网络在德勤全球网络的支持下，为中国本地和在华的跨国及高增长企业客户提供全面的审计、企业管理咨询、财务咨询、风险咨询和税务服务。德勤在中国市场拥有丰富的经验，同时致力于中国会计准则、税务制度及培养本地专业会计师等方面的发展作出重要贡献。敬请访问 www2.deloitte.com/cn/zh/social-media，通过德勤中国的社交媒体平台，了解德勤在中国市场成就不凡的更多信息。

本通信中所含内容乃一般性信息，任何德勤有限公司、其成员所或它们的关联机构（统称为“德勤网络”）并不因此构成提供任何专业建议或服务。在作出任何可能影响您的财务或业务的决策或采取任何相关行动前，您应咨询合资格的专业顾问。任何德勤网络内的机构均不对任何方因使用本通信而显示的任何行为承担责任。